

「国民保護に関する伊奈町計画」新旧対照表

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
1	P.1	第1編	第2章		計画策定の背景・経緯	第2次世界大戦から <u>70年以上</u> を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。	第2次世界大戦から <u>60年</u> を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。	時点修正
2	P.1	第1編	第2章		計画策定の背景・経緯	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「 <u>事態対処法</u> 」)という。 <u>平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。</u>)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「 <u>武力攻撃事態対処法</u> 」)という。)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	平成27年9月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更
3	P.3	第1編	第3章	一つ目の○	計画策定に当たっての基本的な考え方	○ <u>要配慮者</u> の保護 高齢者、障がい者、乳幼児等の <u>要配慮者</u> の積極的な避難・救援対策を実施する。	○ <u>災害時要援護者</u> の保護 高齢者、障害者、乳幼児等の <u>災害時要援護者</u> の積極的な避難・救援対策を実施する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更等
4	P.3	第1編	第3章	最後の○	計画策定に当たっての基本的な考え方	○ <u>外国人への国民保護措置の適用</u> <u>町は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</u>	新規	国民保護に関する埼玉県計画との整合、東京オリンピック等を踏まえ外国人も保護対象であることの明確化
5	P.3	第1編	第4章	第1節	地理的特性	東西は約2.5km、南北が約7.5kmの細長い形をしており、総面積 <u>14.79</u> km ² となっている。	東西は約2.5km、南北が約7.5kmの細長い形をしており、総面積 <u>14.8</u> km ² となっている。	時点修正

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
6	P.3	第1編	第4章	第2節(1)	社会的特性	<p>本町の人口は平成31年4月1日現在、44,740人である。近年の人口の推移をみると、平成26年から平成31年にかけては1.96%の伸び率となっており、1年ごとの増加率をみても、平成30年から平成31年にかけては0.05%伸びており、今後もゆるやかな人口増加が見込まれる。本町の65歳以上の人口は、平成31年4月1日現在、10,505人となっており、全体の人口に占める高齢化率は23.5%で、埼玉県内でも比較的若い町といえる。しかし、本町でも年々高齢化が進んでおり、平成26年から平成31年にかけての伸び率は、総人口が1.96%であったのに対して、65歳以上人口は19.9%となっている。</p>	<p>本町の人口は平成22年4月1日現在、42,375人である。近年の人口の推移をみると、平成17年から平成22年にかけては15.9%の伸び率となっており、1年ごとの増加率をみても、平成21年から平成22年にかけては1.8%伸びており、今後も増加する傾向が見込まれる。本町の65歳以上の人口は、平成22年4月1日現在、7,025人となっており、全体の人口に占める高齢化率は16.6%で、埼玉県内でも比較的若い町といえる。しかし、本町でも年々高齢化が進んでおり、平成17年から平成22年にかけての伸び率は、総人口が15.9%であったのに対して、65歳以上人口は53.1%と非常に高くなっている。</p>	時点修正
7	P.4	第1編	第4章	第2節(2)	社会的特性	<p>公共交通網は、上越新幹線に併走し、埼玉新都市交通(ニューシャトル)が運行されているほか、JR上尾駅、桶川駅、蓮田駅と当町を結ぶ民間バス路線や町内循環バス「いなまる」が運行されている。</p>	<p>公共交通網は、上越新幹線に併走し、ニューシャトルが運行されているほか、JR上尾駅、北上尾駅、蓮田駅からのバス路線6路線、町内循環バス「いなまる」が運行されている。</p>	時点修正
8	P.5	第1編	第5章	第1節	国民の保護に関する措置の仕組み	 <p>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</p> <p>国(対策本部) 都道府県(対策本部) 市町村(対策本部)</p> <p>避難 救護 対武力攻撃災害への対応</p> <p>指定公共機関 指定地方公共機関</p> <p>国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携</p>	 <p>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</p> <p>国(対策本部) 都道府県(対策本部) 市町村(対策本部)</p> <p>避難 救護 対武力攻撃災害への対応</p> <p>指定公共機関 指定地方公共機関</p> <p>国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携</p>	国資料(国民保護措置の仕組み)との整合

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
9	P.6	第1編	第5章	第1節 〈参考〉 1 (2)	町の責務	<p>(2) 国が実施する主な措置</p> <p>① 警報の発令、避難措置の指示</p> <p>② 武力攻撃事態等の情報の提供</p> <p>③ 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供</p> <p>④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示</p> <p>⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置</p> <p>⑥ 放射性物質等を用いた攻撃(NBC災害)により生ずる汚染の拡大を防止するための措置</p> <p>⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置</p> <p>⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置</p> <p>⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p>	<p>(2) 国が実施する主な措置</p> <p>① 警報の発令</p> <p>② 武力攻撃事態等の情報の提供</p> <p>③ 避難措置の指示、救援の指示・支援</p> <p>④ 放射性物質等(NBC災害)による汚染への対処</p> <p>⑤ 原子炉等による被害の防止</p> <p>⑥ 危険物質等に関する危険の防止</p> <p>⑦ 感染症等への対処</p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合
10	P.6	第1編	第5章	第1節 〈参考〉 2 (2)	町の責務	<p>(2) 県が実施する主な措置</p> <p>① 警報の市町村長等への通知</p>	<p>(2) 県が実施する主な措置</p> <p>① 警報の市町村への通知</p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合
11	P.8	第1編	第5章	第6節	事業所等との協力関係	<p>また、要介護者や障がい者の避難や救援について介護保険事業者等の協力が必要になると考えられ、町は事業者等との協力体制の整備に努める。</p>	<p>また、要介護者や障害者の避難や救援について介護保険事業者等の協力が必要になると考えられ、町は事業者等との協力体制の整備に努める。</p>	表現の適正化

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
12	P.9	第1編	第6章	第1節 1	武力攻撃事態 (着上陸侵攻の場合)	<p><u>第6章 武力攻撃等の態様と留意点</u></p> <p><u>第1節 武力攻撃事態</u></p> <p><u>1 着上陸侵攻の場合</u></p> <p><u>(1)特徴</u></p> <p><u>① 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに 行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場 合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広 範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶ ことが予想される。</u></p> <p><u>また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が 国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻 撃予測事態において住民の避難を行うことも想定さ れる。</u></p> <p><u>② 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾 道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと 考えられる。</u></p> <p><u>③ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破 壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標 となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想 定される。</u></p> <p><u>(2)留意点</u></p> <p><u>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域か ら先行して避難させるとともに、広域避難が必要とな る。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力 攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。</u></p>	新規	国民保護に関する埼玉県計 画との整合(第6章追加)

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
13	P.9	第1編	第6章	第1節 2	武力攻撃事態 (ゲリラや特殊部隊に よる攻撃の場合)	<p><u>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</u></p> <p><u>(1) 特徴</u></p> <p><u>① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</u></p> <p><u>② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾(以下「ダーティボム」という。)が使用される場合も考えられる。</u></p> <p><u>(2) 留意点</u></p> <p><u>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、町、県、警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</u></p> <p><u>事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、町長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。</u></p>	新規	国民保護に関する埼玉県計画との整合(第6章追加)

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
14	P.10	第1編	第6章	第1節 3	武力攻撃事態 (弾道ミサイル攻撃の場合)	<p><u>3 弾道ミサイル攻撃の場合</u></p> <p><u>(1)特徴</u></p> <p><u>① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</u></p> <p><u>さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</u></p> <p><u>② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p> <p><u>(2)留意点</u></p> <p><u>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、町は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、県及び国と連携し全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となり、NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</u></p>	新規	国民保護に関する埼玉県計画との整合(第6章追加)

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
15	P.10	第1編	第6章	第1節 4	武力攻撃事態 (航空攻撃の場合)	<p><u>4 航空攻撃の場合</u></p> <p><u>(1)特徴</u></p> <p><u>① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</u></p> <p><u>② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。</u></p> <p><u>また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</u></p> <p><u>③ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</u></p> <p><u>④ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p> <p><u>(2)留意点</u></p> <p><u>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。</u></p> <p><u>生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</u></p>	新規	国民保護に関する埼玉県計画との整合(第6章追加)
16	P.11	第1編	第6章	第2節 1 (1)	緊急対処事態 (攻撃対象施設等による分類)	<p><u>第2節 緊急対処事態</u></p> <p><u>1 攻撃対象施設等による分類</u></p> <p><u>(1)危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</u></p> <p><u>① 事態例</u></p> <p><u>可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</u></p> <p><u>② 留意点</u></p> <p><u>可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</u></p> <p><u>爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</u></p>	新規	国民保護に関する埼玉県計画との整合(第6章追加)

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
17	P.11	第1編	第6章	第2節 1 (2)	緊急処理事態 (攻撃対象施設等による分類)	<p><u>(2)多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</u></p> <p>① 事態例 大規模集客施設等の爆破</p> <p>② 留意点 大規模集客施設等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>	新規	国民保護に関する埼玉県計画との整合(第6章追加)
18	P.11	第1編	第6章	第2節 2	緊急処理事態 (攻撃手段による分類)	<p><u>2 攻撃手段による分類</u></p> <p><u>(1)多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</u></p> <p>① 事態例</p> <p>ア <u>ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</u></p> <p>イ <u>炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</u></p> <p>ウ <u>市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</u></p> <p>エ <u>水源地に対する毒素等の混入</u></p> <p>② 留意点</p> <p>ア <u>放射能の拡散</u> ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</p> <p>イ <u>生物剤(毒素を含む)による攻撃</u> 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また 発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>ウ <u>化学剤による攻撃</u> 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</p>	新規	国民保護に関する埼玉県計画との整合(第6章追加)

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
19	P.12	第1編	第6章	第1節 2 (2)	緊急対処事態 (攻撃手段による分類)	<u>(2)破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態</u> <u>① 事態例</u> <u>ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロイ 弾道ミサイル等の飛来</u> <u>② 留意点</u> <u>主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</u> <u>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</u>	新規	国民保護に関する埼玉県計画との整合(項目追加)
20	P.13	第2編	第1章	第1節	通信の確保	住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。 <u>しかし、すべての通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。このため、町は、県で進める非常通信体制の整備に合わせ、国、県との情報伝達体制を強化していくこととする。</u> このため、町は、全国瞬時警報システム(J-ALERT) <u>及び</u> 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な <u>管理・運用</u> に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。 このため、町は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	国民保護に関する埼玉県計画との整合
21	P.14	第2編	第2章	第3節	職員の指定と伝達手段の整備	なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話等の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。	なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話、 <u>防災行政無線</u> の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。	現状に合わせた表現の適正化(幹部等の情報伝達手段は、防災行政無線ではなく、携帯電話等に変更になっているため)
22	P.15	第2編	第3章	(1)	警報の住民への周知	また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と <u>既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u>	また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、 <u>緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な運用と通信体制の整備等通信の確保に努め、きめ細かな広報を実施する。</u>	現状に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)
23	P.15	第2編	第3章	(4)	警報の住民への周知	(4)町は、高層マンションや大規模団地の住民への周知を図るため、管理組合等と協力してあらかじめ周知方法を定める。	(4)町は、高層マンションや大規模団地の住民への周知を図るため、管理組合等と協力してあらかじめ周知方法を定める	表現の適正化
24	P.15	第2編	第4章		避難の指示	<u>町は、知事から避難経路、交通手段等を明示した避難の指示があった場合、直ちに避難実施要領を定め、職員(消防を含む)を指揮して避難住民を誘導する。また、避難住民を誘導するため必要があると認めるときには、警察署長又は出動等を命じられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。</u>	新規	国民保護に関する埼玉県計画との整合

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
25	P.15	第2編	第4章	第1節 1	モデル避難実施要領の作成	なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。	なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な災害時要援護者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
26	P.16	第2編	第4章	第1節 2 (1)③	モデル避難実施要領の作成	③ 避難住民の誘導にあたっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。	③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、災害時要援護者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
27	P.17	第2編	第4章	第1節 2 (3)①	モデル避難実施要領の作成	このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな建物や地下に避難させる。	このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。	表現の適正化及び統一
28	P.17	第2編	第4章	第1節 2 (3)① ア(ア)	モデル避難実施要領の作成	(ア)直ちに堅ろうな建物や地下に逃げこむこと。	(ア)直ちに堅牢な建物や地下に逃げこむこと。	表現の適正化及び統一
29	P.17	第2編	第4章	第1節 2 (3)① イ(ア)	モデル避難実施要領の作成	(ア)鉄筋コンクリートなど堅ろうな場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅ろうな建物や地下に避難する。	(ア)鉄筋コンクリートなど堅牢な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅牢な建物や地下に避難する。	表現の適正化及び統一
30	P.17	第2編	第4章	第1節 2 (3)① ウ(ア)	モデル避難実施要領の作成	・車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所(やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側に)に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。	・車を乗り捨てる必要がある場合には、キーをつけたままロックせずに放置する。	国民保護に関する埼玉県計画との整合
31	P.18	第2編	第4章	第1節 2 (3)② ア(ウ)	モデル避難実施要領の作成	(ウ)ダーティーボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難する。	(ウ)ダーティーボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる。	表現の適正化
32	P.18	第2編	第4章	第1節 2 (3)① イ(ア)	モデル避難実施要領の作成	(ア)攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。	(ア)攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。	表現の適正化

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由																																																								
33	P.20	第2編	第4章		避難実施要領の作成パターンについて	<p><避難実施要領の作成パターンについて></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">類型</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> <th colspan="2">海上陸揚攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td>・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸部隊に先立ち、空襲や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</td> <td>・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</td> <td>・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性が高い。 ・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</td> <td>・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</td> <td>・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</td> <td>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地へ移動させる。</td> <td>・着上陸部隊に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</td> <td>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	類型	航空攻撃からの避難		海上陸揚攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸部隊に先立ち、空襲や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性が高い。 ・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。	避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地へ移動させる。	・着上陸部隊に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。	<p><避難実施要領の作成パターンについて></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">類型</th> <th colspan="2">海上陸揚攻撃からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td>・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸部隊に先立ち、空襲や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</td> <td>・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</td> <td>・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</td> <td>・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</td> <td>・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</td> <td>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・着上陸部隊に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・着上陸部隊に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</td> <td>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	類型	海上陸揚攻撃からの避難		航空攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸部隊に先立ち、空襲や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。	避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・着上陸部隊に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・着上陸部隊に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。	国民保護に関する埼玉県計画との整合
項目	類型	航空攻撃からの避難		海上陸揚攻撃からの避難																																																												
		兆候がある場合	兆候がない場合	兆候がある場合	兆候がない場合																																																											
攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸部隊に先立ち、空襲や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性が高い。 ・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。																																																											
避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。																																																											
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地へ移動させる。	・着上陸部隊に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。																																																											
項目	類型	海上陸揚攻撃からの避難		航空攻撃からの避難																																																												
		兆候がある場合	兆候がない場合	兆候がある場合	兆候がない場合																																																											
攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸部隊に先立ち、空襲や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	・対応時間が短く使用される弾薬により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。																																																											
避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。																																																											
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・着上陸部隊に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・着上陸部隊に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。																																																											
34	P.21	第2編	第4章	第2節2	避難人数の把握	2 <u>要配慮者</u> の把握 (1) 略 (2) 在宅の <u>要配慮者</u> について 町は、在宅の <u>要配慮者</u> の状況や緊急連絡先の把握に努める。	2 <u>災害時要援護者</u> の把握 (1) 略 (2) 在宅の <u>災害時要援護者</u> について 町は、在宅の <u>災害時要援護者</u> の状況や緊急連絡先の把握に努める。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更																																																								
35	P.21	第2編	第4章	第3節1(1)①	避難の指示の周知体制	また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と <u>既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u>	また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、 <u>緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な運用と通信体制の整備等通信の確保に努め、きめ細かな広報を実施する。</u>	現状に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)																																																								
36	P.22	第2編	第4章	第3節1(2)	避難の指示の周知体制	(2) <u>要配慮者</u> への周知方法 ① 略 ② 在宅の <u>要配慮者</u> への周知方法 町は、在宅の <u>要配慮者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、区や自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。	(2) <u>災害時要援護者</u> への周知方法 ① 略 ② 在宅の <u>災害時要援護者</u> への周知方法 町は、在宅の <u>災害時要援護者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、区や自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更																																																								
37	P.22	第2編	第4章	第3節1(4)	避難の指示の周知体制	(4) <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u> 町は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていく。</u>	(4) <u>情報通信機器の活用</u> 町は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して <u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進める。</u>	現状に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)																																																								

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
38	P.23	第2編	第4章	第5節 1	避難施設の指定と施設管理者との連絡体制	<p>また、多数の避難住民の受け入れにあたっては、<u>避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努めるとともに</u>、指定している避難施設だけでは容量が不足すると考えられることから、福祉施設等の受け入れ可能な施設を把握し、県と連携してこれらの施設管理者と避難住民受入の協力関係を構築するよう努める。</p> <p>【避難施設の指定要件】</p> <p><u>(1)公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。</u></p> <p><u>(2)爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。</u></p> <p><u>(3)避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p><u>(4)物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p><u>(5)危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。</u></p> <p><u>(6)車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p>	<p>また、多数の避難住民の受け入れにあたっては、指定している避難施設だけでは容量が不足すると考えられることから、福祉施設等の受け入れ可能な施設を把握し、県と連携してこれらの施設管理者と避難住民受入の協力関係を構築するよう努める。</p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合
39	P.24	第2編	第4章	第6節 1	避難のための交通手段の確保	<p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p>	<p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、<u>原則禁止、特に、通常交通量が多く渋滞等が発生している地域は禁止とする。ただし、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</u></p>	基本指針との整合(自家用車を利用した避難について基本指針の平仄と整合を図るため)
40	P.24	第2編	第4章	第6節 1	避難のための交通手段の確保	<p>なお、<u>要配慮者</u>の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、町の公用車等を使用できるものとする。</p>	<p>なお、<u>災害時要援護者</u>の移動に関しては、必要に応じて自家用車、町の公用車等を使用できるものとする。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
41	P.25	第2編	第4章	第6節 2 (4)	避難のための交通手段の確保	<p>なお、使用できる車両は、<u>要配慮者</u>の運送手段に優先的に利用する。</p>	<p>なお、使用できる車両は、<u>災害時要援護者</u>の運送手段に優先的に利用する。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
42	P.25	第2編	第4章	第6節 2 (5)	避難のための交通手段の確保	<p>(5) <u>要配慮者</u>への配慮</p> <p>鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。</p>	<p>(5) <u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更等
43	P.26	第2編	第4章	第8節	避難住民の運送順序	<p>1 重病者、重傷者、障がい者、妊産婦</p>	<p>1 重病者、重傷者、障害者、妊産婦</p>	表現の適正化

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
44	P.26	第2編	第4章	第10節	避難住民等に対する住宅の確保	武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの <u>資力</u> で住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。	武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。	表現の適正化
45	P.26	第2編	第4章	第10節	避難住民等に対する住宅の確保	なお、その際には、高齢者や障が <u>い</u> 者等の <u>要配慮者</u> 対策について配慮する。	なお、その際には、高齢者や障 <u>害</u> 者等の <u>災害時要援護者</u> 対策について配慮する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更等
46	P.27	第2編	第5章	第1節 2	緊急物資の備蓄	管理場所は以下のとおりとする。 <u>(1)伊奈町役場</u> <u>(2)伊奈町浄水場</u> <u>(3)各町立小・中学校</u> <u>(4)ウニクス伊奈</u> <u>(5)ふれあい活動センター「ゆめくる」</u> <u>(6)町制施行記念公園</u> <u>(7)伊奈学園総合高等学校</u> <u>(8)国際学院高等学校</u> <u>(9)伊奈町社会福祉協議会</u>	管理場所は以下のとおりとする。 <u>(1)ふれあい活動センター「ゆめくる」内防災倉庫</u> <u>(2)ウニクス伊奈ショッピングセンター内防災倉庫</u> <u>(3)小針北小学校内防災倉庫</u> <u>(4)浄水場内防災倉庫</u> <u>(5)役場内防災倉庫</u> <u>(6)小針中学校内防災倉庫</u> <u>(7)町防災備蓄倉庫</u>	地域防災計画との整合
47	P.29	第2編	第6章	第2節 1	応援物資の受入れ体制の整備	○ 大規模施設(さいたまスーパーアリーナ、 <u>埼玉スタジアム2002</u>)	○ 大規模施設(さいたまスーパーアリーナ、 <u>さいたまスタジアム2002</u>)	表現の適正化
48	P.31	第2編	第7章	第1節 3	初期医療体制の整備	3 NBC災害への対処体制の整備 核、生物、化学物質を使用したNBC攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、 <u>以下の事項に留意の上、町は体制の整備を進めることとする。</u> <u>(1)NBC災害対処資機材の整備、知識の習得</u> <u>武力攻撃の中でも特にNBC兵器による武力攻撃災害が発生した場合には、各機関は特殊な装備をもって現場に臨む必要がある。</u> <u>このためNBC災害に対処できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質(サリン等)の効果、効用等について知識の習得に努める。</u> <u>(2)関係機関との連携体制の整備</u> <u>町は、NBC災害に関し、県、警察、自衛隊、医療関係機関、国の専門研究機関との連携に努め、武力攻撃災害発生時における資機材の応援や専門職員の派遣について事前に協議するなど、連携体制の整備に努める。</u> <u>なお、各機関の対応能力を超えると判断される場合には、町は県を通して自衛隊に派遣を要請する。このため、連絡先と派遣の要請手順について把握する。</u>	3 NBC災害への対処体制の整備 核、生物、化学物質を使用したNBC攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、 <u>町はNBC災害に対処できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質の効果、効用等について知識の習得に努める。</u>	国民保護に関する埼玉県計画との整合

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
49	P.33	第2編	第7章	第3節 4	保健衛生体制の整備	このため町は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「 <u>埼玉県広域火葬実施要領</u> 」に基づき、埋・火葬対策を実施していくものとする。	このため町は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「 <u>広域火葬計画</u> 」に基づき、次の対策を講じる。 <u>(1) 遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。</u> <u>(2) 近隣市町村の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。</u> <u>(3) 墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。</u>	現状に合せた表現の適正化
50	P.34	第2編	第8章	第2節	放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等	放射性同位元素の取扱い等を規制することは、国の所掌事項(医療機関については、一部県及び保健所設置市が所掌)であるが、町、消防機関は放射性同位元素使用施設の所在等を把握しておくとともに、その施設の担当部署、連絡窓口、連絡手段についても把握しておくものとする。	放射性同位元素の取扱い等を規制することは、国の所掌事項(医療機関については、一部県が所掌)であるが、町、消防機関は放射性同位元素使用施設の所在等を把握しておくとともに、その施設の担当部署、連絡窓口、連絡手段についても把握しておくものとする。	現状に合せた表現の適正化
51	P.34	第2編	第9章	2	文化財保護対策の準備	2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備 町は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備する。 <u>(1) 文化庁及び県の担当部署</u> <u>(2) 重要文化財等を一時的に避難させる施設</u>	2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備 町は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備する。	表現の適正化
52	P.34	第2編	第11章		訓練の実施等	そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。 <u>訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</u> なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。	そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。	基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化
53	P.36	第2編	第11章	第2節 2 (2)	民間における訓練等	(2)各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <u>要配慮者</u> 、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。	(2)各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <u>災害時要援護者</u> 、施設利用者の安全を確保する <u>する</u> ため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由																																																
54	P.37	第2編	第12章	第2節2	自主防災組織との協力関係の構築	<p>【町が実施する支援等】</p> <p>1 自主防災組織の育成 リーダー研修の実施、訓練への支援等</p> <p>2 活動のための環境整備 資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等</p> <p>3 組織の活性化の促進 助言・指導、先進団体の取組の紹介等</p>	<p>【町が実施する支援等】</p> <p>(1) 自主防災組織の育成 リーダー研修の実施、訓練への支援等</p> <p>(2) 活動のための環境整備 資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等</p> <p>(3) 組織の活性化の促進 助言・指導、モデル組織の設置への助成等</p>	現状に合せた表現の適正化																																																
55	P.40	第3編	第1章	第1節2		第2編第2章第2節に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。	第2編第2章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。	表現の適正化																																																
56	P.40	第3編	第1章	第2節1(1)②	町国民保護対策本部等の組織等	<p>エ 本部員 企画総務統括監、くらし産業統括監、健康福祉統括監、都市建設統括監、教育次長、会計管理者、上下水道統括監、議会事務局長、教育総務課長、消防次長、生活安全課長、福祉課長、土木課長学校教育課長、消防総務課長</p>	<p>ウ 本部員 企画総務統括監、町民生活統括監、建設産業統括監、教育次長、会計管理者、水道事業統括監、議会事務局長、教育総務課長、消防次長、生活安全課長、福祉課長、土木課長学校教育課長、消防課長</p>	地域防災計画との整合																																																
57	P.41	第3編	第1章	第2節	町国民保護対策本部等の組織等	<p><町国民保護対策本部の組織図></p> <p>本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部長 町長 副本部長 副町長 本部長付 教育長、消防長 本部員 企画総務統括監、くらし産業統括監、健康福祉統括監、都市建設統括監、教育次長、会計管理者、上下水道統括監、議会事務局長、教育総務課長、消防次長、生活安全課長、福祉課長、土木課長、学校教育課長、消防総務課長 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長</th> <th>副部長</th> <th>部長付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部事務局</td> <td>くらし産業統括監</td> <td>企画総務統括監 会計管理者</td> <td>生活安全課長</td> </tr> <tr> <td>救護部</td> <td>健康福祉統括監</td> <td>上下水道統括監</td> <td>福祉課長</td> </tr> <tr> <td>応急復旧部</td> <td>都市建設統括監</td> <td>議会事務局長</td> <td>土木課長</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育次長</td> <td>教育総務課長</td> <td>学校教育課長</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>消防長</td> <td>消防次長</td> <td>消防総務課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>現 地 対 策 本 部</p>	部	部長	副部長	部長付	本部事務局	くらし産業統括監	企画総務統括監 会計管理者	生活安全課長	救護部	健康福祉統括監	上下水道統括監	福祉課長	応急復旧部	都市建設統括監	議会事務局長	土木課長	教育部	教育次長	教育総務課長	学校教育課長	消防部	消防長	消防次長	消防総務課長	<p><町国民保護対策本部の組織図></p> <p>本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部長 町長 副本部長 副町長 本部長付 教育長、消防長 本部員 企画総務統括監、町民生活統括監、建設産業統括監、教育次長、会計管理者、水道事業統括監、議会事務局長、教育総務課長、消防次長、生活安全課長、福祉課長、土木課長、学校教育課長、消防課長 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長</th> <th>副部長</th> <th>部長付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部事務局</td> <td>企画総務統括監</td> <td>会計管理者</td> <td>生活安全課長</td> </tr> <tr> <td>救護部</td> <td>町民生活統括監</td> <td>水道事業統括監</td> <td>福祉課長</td> </tr> <tr> <td>応急復旧部</td> <td>建設産業統括監</td> <td>議会事務局長</td> <td>土木課長</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育次長</td> <td>教育総務課長</td> <td>学校教育課長</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>消防長</td> <td>消防次長</td> <td>消防課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>現 地 対 策 本 部</p>	部	部長	副部長	部長付	本部事務局	企画総務統括監	会計管理者	生活安全課長	救護部	町民生活統括監	水道事業統括監	福祉課長	応急復旧部	建設産業統括監	議会事務局長	土木課長	教育部	教育次長	教育総務課長	学校教育課長	消防部	消防長	消防次長	消防課長	地域防災計画との整合
部	部長	副部長	部長付																																																					
本部事務局	くらし産業統括監	企画総務統括監 会計管理者	生活安全課長																																																					
救護部	健康福祉統括監	上下水道統括監	福祉課長																																																					
応急復旧部	都市建設統括監	議会事務局長	土木課長																																																					
教育部	教育次長	教育総務課長	学校教育課長																																																					
消防部	消防長	消防次長	消防総務課長																																																					
部	部長	副部長	部長付																																																					
本部事務局	企画総務統括監	会計管理者	生活安全課長																																																					
救護部	町民生活統括監	水道事業統括監	福祉課長																																																					
応急復旧部	建設産業統括監	議会事務局長	土木課長																																																					
教育部	教育次長	教育総務課長	学校教育課長																																																					
消防部	消防長	消防次長	消防課長																																																					
58	P.43	第3編	第1章	第2節1	部の組織及び職制	別表 2 部の組織及び職制(本文参照)	別表 2 部の組織及び職制(本文参照)	地域防災計画との整合																																																

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
59	P.51	第3編	第3章	第1節 3 (1)	警報の通知の受入れ・伝達	<p>3 住民等への伝達</p> <p>(1) 住民への伝達</p> <p>町は、県から警報の通知をうけた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。</p> <p>① サイレン(国が定めた放送方法による。)</p> <p>② 防災行政無線</p> <p>③ 区等を通じた伝達</p> <p>④ 広報車</p> <p>⑤ ホームページ等への掲載</p> <p>⑥ 公共施設等への掲示</p> <p>⑦ 携帯メール等による伝達</p> <p>⑧ FAX(主に、聴覚障がい者に対して行う。)</p>	<p>3 住民等への伝達</p> <p>(1) 住民への伝達</p> <p>町は、県から警報の通知をうけた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。</p> <p>① サイレン(国が定めた放送方法による。)</p> <p>② 防災行政無線</p> <p>③ 区等を通じた伝達</p> <p>④ 広報車</p> <p>⑤ ホームページへの掲載</p> <p>⑥ 公共施設等への掲示</p> <p>⑦ 携帯メールによる伝達</p> <p>⑧ FAX(主に、聴覚障害者に対して行う。)</p>	表現の適正化
60	P.51	第3編	第3章	第2節	緊急通報の伝達	<p>1 緊急通報発令の基準</p> <p>緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められる時で、次の場合に知事から発令され、町長に通知される。</p> <p>(1) 武力攻撃災害が発生した場合</p> <p>(2) 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合</p> <p>2 緊急通報の内容</p> <p>緊急通報の内容は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 武力攻撃災害が発生した日時</p> <p>(2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域</p> <p>(3) 武力攻撃災害の種別</p> <p>(4) 被害状況</p> <p>(5) 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項</p> <p>3 住民への伝達</p> <p>町は、県から緊急通報の通知をうけた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、第1節「警報の通知の受入れ・伝達」に準じる。</p> <p>4 大規模集客施設等の管理者への連絡</p> <p>町は、第1節「警報の通知の受入れ・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者へ対して、緊急通報の伝達に努める。</p>	<p>緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められる時で、次の場合に知事から発令され、町長に通知される。</p> <p>(1) 武力攻撃災害が発生した場合</p> <p>(2) 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合</p> <p>また、緊急通報の内容は、以下のとおりである。</p> <p>(3) 武力攻撃災害が発生した日時</p> <p>(4) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域</p> <p>(5) 武力攻撃災害の種別</p> <p>(6) 被害状況</p> <p>(7) 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項</p> <p>1 住民への伝達</p> <p>町は、県から緊急通報の通知をうけた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、第1節「警報の通知の受入れ・伝達」に準じる。</p> <p>2 大規模集客施設等の管理者への連絡</p> <p>町は、第1節「警報の通知の受入れ・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者へ対して、緊急通報の伝達に努める。</p>	表現の適正化
61	P.53	第3編	第3章	第3節 1 (2)① イ(ク)	避難の指示等	(ク) 要配慮者 への対応	(ク) 災害時要援護者 への対応	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
62	P.53	第3編	第3章	第3節 1 (2)②	避難の指示等	町長は、第2編第4章第3節で定めた内容を、住民、 要配慮者 等に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。	町長は、第2編第4章第3節で定めた内容を、住民、 災害時要援護者 等に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
63	P.54	第3編	第3章	第4節 1 (2)	避難住民の運送手段の確保	(2) 要配慮者 の避難 町は、あらかじめ第2編第4章第6節で定めた方法により 要配慮者 の避難を実施する。	(2) 災害時要援護者 の避難 町は、あらかじめ第2編第4章第6節で定めた方法により 災害時要援護者 の避難を実施する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
64	P.56	第3編	第4章		避難住民等の救援措置	救援の程度、方法については、「 平成25年内閣府告示第229号 」に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から 内閣総理大臣 が定める日までとする。	救援の程度、方法については、「 平成16年厚生労働省告示第343号 」(資料3-4参照)に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から 厚生労働大臣 が定める日までとする。	災害対策基本法等の改正に伴う変更(国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府(防災担当)へ移管されたため)
65	P.63	第3編	第5章	第1節 2 (1)	対処体制の確保	(1)町長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は 消防職員 等から通知を受けたときは、その内容の調査を行う。	(1)町長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は 消防吏員 等から通知を受けたときは、その内容の調査を行う。	表現の適正化
66	P.64	第3編	第5章	第2節 1 (3)	応急措置等の実施	町長は必要により、警察署長に対し、同様の指示をすることを要請するものと す る。	町長は必要により、警察署長に対し、同様の指示をすることを要請するものとする。	表現の適正化
67	P.65	第3編	第5章	第2節 4 (3)	応急措置等の実施	(3)関係機関との連携 町長は、県国民保護対策本部との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、県国民保護対策本部等に専門家の派遣等の必要な支援を要請するものとする。 また、町は精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努める。	(3)関係機関との連携 町長は、県国民保護対策本部との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、県国民保護対策本部等に専門家の派遣等の必要な支援を要請するものとする。	国民保護に関する埼玉県計画との整合

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
68	P.65	第3編	第5章	第2節 4 (4)	応急措置等の実施	<p><u>(4) 汚染原因に応じた対応</u> <u>町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</u> <u>① 核攻撃等の場合</u> <u>町は、県、消防機関と連携して、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療を実施する。</u> <u>また、核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</u> <u>② 生物兵器による攻撃の場合</u> <u>町は、措置に当たる要員にワクチン接種を行うなど、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。</u> <u>③ 化学兵器による攻撃の場合</u> <u>町は、県、消防機関、医療機関等と連携して、原因物質の特性に応じた応急医療を実施する。</u></p>	新規	国民保護に関する埼玉県計画との整合
69	P.66	第3編	第5章	第5節 1	廃棄物対策の実施	<p>1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 <u>町は、その特殊性に配慮しながら「埼玉県災害廃棄物処理指針」に準じて廃棄物対策を実施する。</u></p>	<p>1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 <u>町は、その特殊性に配慮しながら埼玉県と連携し、彩の国資源循環工場等を活用しながら廃棄物対策を実施する。</u></p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合